

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年7月13日（令和5年（行情）諮問第620号）

答申日：令和7年1月31日（令和6年度（行情）答申第860号）

事件名：行政文書ファイル「平成29年度 宿舍申請書」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる129文書（以下、順に「文書1」ないし「文書129」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年1月10日付け防官文第162号及び令和5年3月31日付け同第7538号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、原処分の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1関係

ア 電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録があれば、それについても特定を求めるものである。

イ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

（2）原処分2関係

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

オ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和2年1月10日付け防官文第162号により、本件対象文書のうち、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和5年3月31日付け防官文第7538号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書129について、法5条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分（原処分1及び原処分2）に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに

長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、文書2ないし文書129について、法5条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (2) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。
- (3) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、文書2ないし文書129の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、その一部が同条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (4) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (5) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。
- (7) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

4 補充理由説明書

理由説明書においては（上記2及び別表番号1の説明を指す。）、文書110の12枚目の不開示部分については、法5条1号に該当し不開示と

したが、当該部分は、関係省庁の職員の氏名に関する情報であり、これを公にすると、本件においては、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には宿舎に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きの不開示理由を追加する。

5 補充理由説明書2

理由説明書においては（上記2及び別表番号1の説明を指す。）、文書88の23枚目、25枚目、27枚目及び29枚目の不開示部分については、法5条1号に該当し不開示としたが、当該部分のうち、担当者名については、補充理由説明書（上記4の説明を指す。）と同一の理由により、同条6号柱書きの不開示理由を追加する。また、内線番号、電話番号及びメールアドレスについては、一般に公開されていない情報であり、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きの不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 令和5年7月13日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月4日 | 審議 |
| ④ 令和6年10月10日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑤ 同年11月28日 | 諮問庁から補充理由説明書2を收受 |
| ⑥ 同年12月5日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ 令和7年1月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、不開示部分の一部につき、上記第3の4及び5記載のとおり不開示理由を追加した上で、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討す

る。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成29年度 宿舍申請書」につづられている文書（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度：2017年度、大分類：宿舍、中分類：宿舍管理、名称（小分類）：平成29年度 宿舍申請書）である。原処分を行った経緯は、上記第3の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、上記第3の3（1）において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

イ また、当該行政文書ファイルを確認したところ、文書1ないし文書129（本件対象文書）が管理されていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舍企画室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 検討

ア 上記（1）アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をしてe-Gov（電子政府の総合窓口）の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記（1）アの説明に符合することが認められる。上記（1）ア及びイの諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

諮問庁の上記（1）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。

イ そうすると、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2（別表）、同4及び同5のとおり説明するので、当審査会において本件対象文

書を見分したところにより、以下検討する。

(1) 別表番号1に掲げる不開示部分について

ア 文書110の12枚目の不開示部分並びに文書88の23枚目、25枚目、27枚目及び29枚目の不開示部分のうち、担当者名

(ア) 標記不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分については、これらを公にすると、本件においては、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には宿舎に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

(イ) これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記第3の4及び5並びに上記(ア)の諮問庁の説明は、否定することまではできない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 文書88の23枚目、25枚目、27枚目及び29枚目の不開示部分のうち、内線番号、電話番号及びメールアドレス

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、標記不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足る事情は認められないことから、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ その他不開示部分

(ア) 標記不開示部分には、特定の公務員宿舎の貸与を受け又は退去等をする防衛省・自衛隊の職員の氏名、印影、性別、官署名、職務の級、発令事項、号俸、年齢、電話番号、当該宿舎の退去後の住所、退去の理由、入居希望日、入居理由、入居日及び退去日、当該宿舎の名称、所在地、戸番、棟番号コード、戸番コード、配分決定日、構造・規格、面積、配分の可否、入居期限、該当類型、入居可能日、

自動車の保管場所及び自宅保有又は取得予定の有無、世帯・独身等の別、当該職員の同居者に関する情報、納入告知書に関する情報、模様替・仮設物設置申請に関する情報、当該宿舍の明渡猶予に関する情報、各種証明書等の写しの内容、当該職員が支払う月額等使用料及び退去時等の損害賠償金額、当該宿舍の損害賠償金に係る軽減措置の期間及び理由並びに宿舍管理人の氏名、休養日及び印影が文書ごとに一体として記載されていると認められる。

(イ) これを検討するに、当該不開示部分は、特定の公務員宿舍の貸与を受け又は退去等をする職員及び宿舍管理人ごとに一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

このうち、特定の公務員宿舍の貸与を受け又は退去等をする職員に係る部分については、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

また、宿舍管理人に係る部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、公務員宿舍の管理業務は、宿舍に居住する職員及び職員の家族に担ってもらっており、公務員の職務遂行情報ではないとのことであり、これを覆すに足る事情は認められないことからすれば、当該部分は、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

そして、標記不開示部分は、いずれも個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。

(ウ) したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表番号2に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の特定部署の起案者、決裁者、宿舍担当者、関係省庁の職員の氏名及び職員個人の印影が記載されていると認められる。

イ 標記不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁の補足説明は、上記(1)ア(ア)と同様であった。

ウ そこで検討するに、当該不開示部分を公にすると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記イの諮問庁の説明は、否定することまではできない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表番号3に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号及びFAX番号、防衛省・自衛隊の特定部署及び関係省庁のメールアドレス並びに宿舍管理人連絡先が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表番号4に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、無料宿舍（国家公務員宿舍法施行令9条2号該当）（以下「無料宿舍」という。）を貸与する職員に指定しようとする職員の具体的かつ詳細な理由が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、自衛隊の緊急参集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明（別表番号4の「不開示とした理由」部分）を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表番号5に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、無料宿舍を貸与する職員に指定しようとする職員の職名、職務の内容、具体的かつ詳細な理由、指定員数、宿舍区分、当該宿舍の名称、参集地、当番頻度及び参集時間等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、自衛隊の緊急参集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明（別表番号5の「不開示とした理由」部分）を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表番号6に掲げる不開示部分について

ア 各本文6行目の左から2番目の不開示部分

標記不開示部分は、宿舍居住証明申請書の一部であり、特定法人の

名称が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして確認させたのに対し、諮問庁は、当該不開示部分に記載されているのは、特定法人の名称であるが、これを公にすると、当該特定法人が防衛省職員からの依頼を受け入れていることが明らかとなり、公平性の確保等を懸念する者等から、これを理由に業務の依頼を受ける機会を逸するなど、顧客確保の面において、同業他者との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨を説明するところ、当該説明は、不自然、不合理であるとまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、当該法人等の業務に支障が生じ、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その他不開示部分

標記不開示部分には、当該宿舍居住証明申請書の申請者の所属、氏名、印影、証明を要する理由、住所、宿舍名、戸番及び証明を求める期間が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、各申請書ごとに一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、また、いずれも個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、法5条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

管理簿	新管理簿
作成・取得年度等	2017年度
府省名	防衛省本省
大分類	宿舎
中分類	宿舎管理
名称(小分類)	平成29年度 宿舎申請書

2 (本件対象文書)

文書1 合同宿舎模様替等工事要求について(防人厚第7591号。29.5.15)(案文の1枚目のみ。)

文書2 公務員宿舎損害賠償金軽減措置について(通知)

文書3 宿舎使用料にかかる納入告知書発行依頼について(防人厚第6468号。29.4.21)

文書4 合同宿舎模様替等工事要求について(防人厚第7591号。29.5.15)(案文の1枚目を除く。)他1件

文書5 配分決定宿舎の配分手続きについて(防人厚第10056号。29.6.28)

文書6 合同宿舎一時的配分要望書について(防人厚第10057号。29.6.28)

文書7 合同宿舎一時的配分要望書について(防人厚第10495号。29.7.6)

文書8 納入告知書の送付先変更について(依頼)(防人厚第11084号。29.7.20)

文書9 合同宿舎一時的配分要望書について(防人厚第11115号。29.7.21)

文書10 合同宿舎一時的配分要望書について(防人厚第11291号。29.7.25)

文書11 合同宿舎一時的配分要望書について(防人厚第11319号。29.7.26)

文書12 合同宿舎一時的配分要望書について(防人厚第11320号。29.7.26)

文書13 合同宿舎一時的配分要望書について(防人厚第11421号。29.7.27)

文書14 合同宿舎一時的配分要望書について(防人厚第11663号。29.7.31)

文書15 宿舎使用料にかかる納入告知書発行依頼について(防人厚第1

- 2397号。29. 8. 21)
- 文書16 宿舍貸与状況の変更について（防人厚第12398号。29. 8. 21)
- 文書17 宿舍居住証明書の発行について（依頼）（防人厚第12501号。29. 8. 22)
- 文書18 無料宿舍を貸与する職員の指定に係る協議について（防人厚第12724号。29. 8. 28)
- 文書19 合同宿舍一時的配分要望書について（防人厚第13911号。29. 9. 20)
- 文書20 国家公務員宿舍法施行令第9条該当職員の指定状況について（報告）（防人厚第14003号。29. 9. 21)
- 文書21 宿舍居住証明書の発行について（依頼）（防人厚第15238号。29. 10. 17)
- 文書22 合同宿舍一時的配分要望について（防人厚第15317号。29. 10. 18)
- 文書23 宿舍居住証明書の発行について（依頼）（防人厚第15527号。29. 10. 24)
- 文書24 配分決定宿舍の配分手続きについて（防人厚第15589号。29. 10. 25)
- 文書25 合同宿舍模様替等工事要求について（防人厚第16211号。29. 11. 8)
- 文書26 合同宿舍一時的配分要望について（防人厚第16970号。29. 11. 27)
- 文書27 合同宿舍一時的配分要望について（防人厚第17865号。29. 12. 14)
- 文書28 合同宿舍一時的配分要望について（防人厚第18240号。29. 12. 21)
- 文書29 宿舍貸与申請変更申請書について（防人厚第18241号。29. 12. 21)
- 文書30 配分決定宿舍の配分手続きについて（防人厚第18328号。29. 12. 22)
- 文書31 合同宿舍一時的配分要望について（防人厚第103号。30. 1. 10)
- 文書32 合同宿舍一時的配分要望について（防人厚第157号。30. 1. 11)
- 文書33 宿舍居住証明書の発行について（依頼）（防人厚第278号。30. 1. 15)
- 文書34 宿舍居住証明書の発行について（依頼）（防人厚第419号。

30. 1. 17)
- 文書35 配分決定宿舍の配分手続きについて（防人厚第648号。30. 1. 23）
- 文書36 合同宿舍一時的配分要望について（防人厚第2230号。30. 2. 22）
- 文書37 配分決定宿舍の配分手続きについて（防人厚第2267号。30. 2. 23）
- 文書38 合同宿舍一時的配分要望について（防人厚第2941号。30. 3. 8）
- 文書39 合同宿舍一時的配分要望について（防人厚第3272号。30. 3. 14）
- 文書40 合同宿舍一時的配分要望について（防人厚第4338号。30. 3. 20）
- 文書41 合同宿舍模様替等工事要求について（防人厚第3262号。30. 3. 14）
- 文書42 合同宿舍の明渡猶予について（防人厚第5921号。29. 4. 17）他3件
- 文書43 合同宿舍の明渡猶予について（防人厚第6057号。29. 4. 18）他1件
- 文書44 公務員宿舍明渡猶予申請（承認）書 1
- 文書45 合同宿舍の明渡猶予について（防人厚第12086号。29. 8. 9）他1件
- 文書46 合同宿舍の損害賠償金の軽減について（防人厚第12400号。29. 8. 21）他3件
- 文書47 合同宿舍の損害賠償金の軽減について（防人厚第12761号。29. 8. 29）
- 文書48 合同宿舍損害賠償金軽減承認書
- 文書49 宿舍損害賠償金軽減承認書
- 文書50 公務員宿舍明渡猶予再申請（承認）書
- 文書51 合同宿舍の明渡猶予について（防人厚第16053号。29. 11. 2）
- 文書52 省庁別宿舍の明渡猶予について（29. 12. 14）
- 文書53 合同宿舍の損害賠償金の軽減について（防人厚第18238号。29. 12. 21）他1件
- 文書54 宿舍貸与申請書（再入居）
- 文書55 宿舍貸与状況の変更について（防人厚第5672号。29. 4. 11）他2件
- 文書56 合同宿舍の貸与について（29. 4. 18）

- 文書57 合同宿舍の貸与について（29. 4. 20）
文書58 宿舍貸与申請書（29. 4. 19）
文書59 電子メール（2017年4月20日）
文書60 合同宿舍の貸与について（29. 4. 28）
文書61 合同宿舍の貸与について（29. 4. 26）
文書62 宿舍貸与申請書（29. 4. 28）
文書63 合同宿舍の貸与について（29. 5. 1）
文書64 合同宿舍の貸与について（29. 5. 8）
文書65 合同宿舍の貸与について（29. 5. 12）
文書66 合同宿舍一時的配分要望書の送付及び合同宿舍の貸与について
（29. 5. 16）
文書67 宿舍貸与承認の取消及び合同宿舍の貸与について（防人厚第7
592号。29. 5. 15）
文書68 合同宿舍の貸与について（29. 5. 18）
文書69 合同宿舍の貸与について（29. 5. 23）
文書70 合同宿舍一時的配分要望書の送付及び合同宿舍の貸与について
（29. 5. 23）
文書71 合同宿舍の貸与について（29. 6. 1）
文書72 宿舍貸与承認の取消及び合同宿舍の貸与について（防人厚第8
659号。29. 6. 1）
文書73 合同宿舍一時的配分要望書の送付及び合同宿舍の貸与について
（29. 6. 28）
文書74 合同宿舍の貸与について（29. 6. 28）
文書75 合同宿舍の貸与について（29. 7. 6）
文書76 合同宿舍の貸与について（29. 7. 12）
文書77 合同宿舍の貸与について（29. 7. 19）
文書78 合同宿舍の貸与について（29. 8. 7）
文書79 無料宿舍を貸与する職員の指定及び合同宿舍の貸与について（
29. 8. 7）
文書80 合同宿舍の貸与について（29. 8. 10）
文書81 合同宿舍の貸与について（29. 8. 21）
文書82 合同宿舍の貸与について（29. 8. 28）
文書83 合同宿舍の貸与について（29. 8. 31）
文書84 合同宿舍の貸与について（29. 9. 7）
文書85 宿舍貸与申請書（29. 9. 22）1
文書86 宿舍貸与申請書（29. 9. 22）2
文書87 合同宿舍の貸与について（29. 9. 25）
文書88 無料宿舍を貸与する職員の指定及び合同宿舍の貸与について

(29. 10. 6)

- 文書89 合同宿舍の貸与について (29. 10. 10)
- 文書90 合同宿舍の貸与について (29. 10. 13)
- 文書91 合同宿舍の貸与について (29. 10. 26)
- 文書92 合同宿舍の貸与について (29. 11. 2)
- 文書93 合同宿舍の貸与について (29. 12. 6)
- 文書94 宿舍貸与申請書 (29. 12. 4)
- 文書95 合同宿舍の貸与について (29. 12. 21)
- 文書96 合同宿舍の貸与について (30. 1. 12)
- 文書97 宿舍入居希望者について 1
- 文書98 宿舍入居希望者について 2
- 文書99 宿舍貸与申請書 (30. 2. 15)
- 文書100 合同宿舍の貸与について (30. 2. 19)
- 文書101 無料宿舍を貸与する職員の指定及び合同宿舍の貸与について
(30. 3. 23)
- 文書102 合同宿舍の貸与について (30. 3. 23)
- 文書103 宿舍貸与申請書 (30. 3. 23) 1
- 文書104 宿舍入居希望者について 3
- 文書105 宿舍貸与申請書 (30. 3. 23) 2
- 文書106 宿舍貸与申請書 (30. 3. 23) 3
- 文書107 宿舍貸与申請書 (30. 3. 23) 4
- 文書108 合同宿舍の貸与について (30. 3. 29)
- 文書109 入居決定宿舍一覧及び入居予定のない宿舍一覧の送付について
(29. 4. 26)
- 文書110 貸与希望宿舍一覧の送付について (29. 5. 11)
- 文書111 入居決定宿舍一覧及び入居予定のない宿舍一覧の送付について
(29. 5. 26)
- 文書112 貸与希望宿舍一覧の送付について (29. 6. 5)
- 文書113 入居決定宿舍一覧及び入居予定のない宿舍一覧の送付について
(29. 6. 28)
- 文書114 貸与希望宿舍一覧の送付について (29. 7. 6)
- 文書115 入居決定宿舍一覧及び入居予定のない宿舍一覧の送付について
(29. 7. 27)
- 文書116 貸与希望宿舍一覧の送付について (29. 8. 3)
- 文書117 入居決定宿舍一覧及び入居予定のない宿舍一覧の送付について
(29. 8. 28)
- 文書118 貸与希望宿舍一覧の送付について (29. 9. 5)
- 文書119 入居決定宿舍一覧及び入居予定のない宿舍一覧の送付について

- て（２９．９．２５）
- 文書１２０ 貸与希望宿舍一覧の送付について（２９．１０．５）
- 文書１２１ 入居決定宿舍一覧及び入居予定のない宿舍一覧の送付について（２９．１０．２６）
- 文書１２２ 貸与希望宿舍一覧の送付について（２９．１１．６）
- 文書１２３ 入居決定宿舍一覧及び入居予定のない宿舍一覧の送付について（２９．１１．２４）
- 文書１２４ 貸与希望宿舍一覧の送付について（２９．１２．５）
- 文書１２５ 入居決定宿舍一覧及び入居予定のない宿舍一覧の送付について（２９．１２．２６）
- 文書１２６ 入居決定宿舍一覧及び入居予定のない宿舍一覧の送付について（３０．１．２２）
- 文書１２７ 貸与希望宿舍一覧の送付について（３０．２．５）
- 文書１２８ 入居決定宿舍一覧及び入居予定のない宿舍一覧の送付について（３０．２．２３）
- 文書１２９ 入居決定宿舍一覧及び入居予定のない宿舍一覧の送付について（３０．３．２３）

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	1 枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 3	2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部（4 枚目の担当者名を除く。）	
	文書 4	3 枚目、8 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部	
		4 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ全て	
	文書 5	3 枚目、5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部（3 枚目及び 5 枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	
	文書 6	5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部（5 枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	
	文書 7	5 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部（5 枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	
	文書 8	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 9	5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部（5 枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	
	文書 1 0	7 枚目の一部	
	文書 1 1	5 枚目の一部（5 枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	
	文書 1 2 及び文書 1 3	5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部（5 枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	

	文書 1 5	2 枚目ないし 4 枚目の それぞれ一部	
	文書 1 6	3 枚目ないし 5 枚目及 び 7 枚目ないし 1 0 枚 目のそれぞれ一部	
	文書 1 9	4 枚目及び 5 枚目のそ れぞれ一部（4 枚目の 担当者名及び内線番号 を除く。）	
	文書 2 2	4 枚目ないし 8 枚目の それぞれ一部（4 枚目 ないし 6 枚目の担当者 名及び内線番号を除 く。）	
	文書 2 3	4 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 4	3 枚目及び 5 枚目ない し 7 枚目のそれぞれ一 部（3 枚目及び 5 枚目 の担当者名及び内線番 号を除く。）	
	文書 2 5	4 枚目ないし 7 枚目の それぞれ一部	
	文書 2 6	4 枚目及び 5 枚目のそ れぞれ一部（5 枚目の 担当者名及び内線番号 を除く。）	
	文書 2 7	4 枚目ないし 6 枚目の それぞれ一部（4 枚目 の担当者名及び内線番 号を除く。）	
	文書 2 8	4 枚目及び 5 枚目のそ れぞれ一部（4 枚目の 担当者名及び内線番号 を除く。）	
	文書 2 9	5 枚目の一部	

	文書 3 0	4 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部（4 枚目及び 5 枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	
	文書 3 1	4 枚目の一部（4 枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	
	文書 3 2	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部（4 枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	
	文書 3 3	4 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 5	4 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部（4 枚目及び 5 枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	
	文書 3 6	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部（4 枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	
	文書 3 7	5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部（5 枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	
	文書 3 9	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部（4 枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	
	文書 4 1	2 枚目、5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	
		7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ全て	
	文書 4 2	5 枚目、7 枚目、9 枚目、10 枚目、13 枚目	

		目、16枚目、20枚目ないし23枚目、26枚目、31枚目、33枚目、36枚目、40枚目、42枚目及び43枚目のそれぞれ一部（31枚目の担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレス並びに40枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	
		6枚目、14枚目、15枚目、17枚目、18枚目、27枚目ないし30枚目及び37枚目ないし39枚目のそれぞれ全て	
	文書43	5枚目、9枚目、10枚目、13枚目及び17枚目のそれぞれ一部	
		6枚目、7枚目、14枚目及び15枚目のそれぞれ全て	
	文書44	1枚目、3枚目及び4枚目のそれぞれ一部	
		2枚目の全て	
	文書45	5枚目ないし7枚目、9枚目ないし13枚目、17枚目及び19枚目ないし21枚目のそれぞれ一部	
		14枚目及び22枚目の全て	
	文書46	11枚目ないし17枚目、19枚目、20枚目、23枚目、24枚	

		目、27枚目、28枚目、31枚目、32枚目、36枚目、39枚目、43枚目、44枚目及び46枚目のそれぞれ一部（46枚目の担当者名を除く。）	
		21枚目、22枚目、25枚目、29枚目、30枚目、33枚目、34枚目、37枚目、38枚目、40枚目、41枚目及び45枚目のそれぞれ全て	
	文書47	4枚目、5枚目、7枚目及び8枚目のそれぞれ一部（5枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	
		9枚目の全て	
	文書48	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
		3枚目の全て	
	文書49	1枚目ないし8枚のそれぞれ一部	
	文書50	1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部	
		4枚目の全て	
	文書51	4枚目、5枚目及び7枚目ないし9枚目のそれぞれ一部	
	文書52	2枚目及び4枚目のそれぞれ一部	
		3枚目の全て	
	文書53	5枚目、7枚目、8枚目、10枚目、13枚目、14枚目、16枚	

		目、１７枚目及び２０枚目のそれぞれ一部（１０枚目及び２０枚目の内線番号及びメールアドレス並びに１４枚目の担当者名及び内線番号を除く。）	
		９枚目及び１８枚目のそれぞれ全て	
	文書５４	１枚目、３枚目、４枚目及び６枚目のそれぞれ一部	
	文書５５	３枚目ないし５枚目、７枚目ないし１２枚目、１４枚目ないし１９枚目、２１枚目及び２２枚目のそれぞれ一部	
	文書５６	２枚目、３枚目、５枚目及び６枚目のそれぞれ一部（５枚目の欄外の印影を除く。）	
	文書５７	２枚目、３枚目及び５枚目ないし７枚目のそれぞれ一部（５枚目の欄外の印影を除く。）	
	文書５８	１枚目及び３枚目のそれぞれ一部	
	文書５９	１枚目の一部（担当者名、内線番号、管理人連絡先、ＦＡＸ番号及びメールアドレスを除く。）	
	文書６０	２枚目ないし４枚目のそれぞれ一部	
	文書６１	２枚目、３枚目及び５枚目のそれぞれ一部	

		(5 枚目の欄外の印影を除く。)
文書 6 2		1 枚目の一部 (欄外の印影を除く。)
文書 6 3		2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目、9 枚目、1 1 枚目、1 3 枚目及び 1 5 枚目ないし 2 0 枚目のそれぞれ一部 (1 5 枚目及び 1 6 枚目の欄外の印影を除く。)
文書 6 4		2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部
文書 6 5		2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目、9 枚目及び 1 1 枚目ないし 1 5 枚目のそれぞれ一部 (1 1 枚目の欄外の印影を除く。)
文書 6 6		2 枚目ないし 4 枚目、6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部 (2 枚目の担当者名及び内線番号及び並びに 6 枚目の欄外の印影を除く。)
文書 6 7		2 枚目ないし 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部 (4 枚目の欄外の職名及び印影を除く。)
文書 6 8		2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目及び 9 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ一部 (9 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ欄外の印影を除く。)

文書 6 9	2 枚目、3 枚目、5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部
文書 7 0	3 枚目ないし 5 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部（3 枚目の担当者名及び内線番号並びに 7 枚目の欄外の印影を除く。）
文書 7 1	2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目、9 枚目及び 1 1 枚目ないし 1 4 枚目のそれぞれ一部
文書 7 2	2 枚目ないし 4 枚目、6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部（6 枚目の欄外の職名及び印影を除く。）
文書 7 3	2 枚目ないし 4 枚目、6 枚目、8 枚目、1 0 枚目及び 1 2 枚目ないし 1 6 枚目のそれぞれ一部（2 枚目の担当者名及び内線番号並びに 1 2 枚目ないし 1 5 枚目の欄外の印影を除く。）
文書 7 4	2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目及び 9 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ一部（9 枚目の欄外の印影を除く。）
文書 7 5	2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目及び 9 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ一部（9 枚目及び 1 0 枚目の欄外の印影

		を除く。)	
	文書 7 6	2 枚目、3 枚目、5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部（5 枚目の欄外の印影を除く。）	
	文書 7 7	2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目及び 9 枚目ないし 1 4 枚目のそれぞれ一部（9 枚目、1 1 枚目及び 1 3 枚目の欄外の印影を除く。）	
	文書 7 8	2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目、9 枚目、1 1 枚目、1 3 枚目、1 5 枚目、1 7 枚目、1 9 枚目、2 1 枚目、2 3 枚目、2 5 枚目、2 7 枚目、2 9 枚目、3 1 枚目、3 3 枚目及び 3 5 枚目ないし 5 2 枚目のそれぞれ一部（3 6 枚目ないし 5 0 枚目の欄外の印影を除く。）	
	文書 7 9	2 枚目ないし 5 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部（7 枚目の欄外の印影を除く。）	
	文書 8 0	2 枚目、3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8 1	2 枚目、4 枚目、6 枚目及び 8 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8 2	2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目、9 枚目、1 1 枚目、1 3 枚目、1 5 枚目、1 7 枚目及	

		び 1 9 枚目ないし 2 6 枚目のそれぞれ一部 (2 3 枚目ないし 2 6 枚目の欄外の印影を除く。)	
	文書 8 3	2 枚目、3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8 4	2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部 (7 枚目の欄外の印影を除く。)	
	文書 8 5 及び文書 8 6	1 枚目の一部	
	文書 8 7	2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部 (7 枚目及び 8 枚目の欄外の印影を除く。)	
	文書 8 8	2 枚目ないし 7 枚目、9 枚目、1 0 枚目、1 2 枚目、1 3 枚目、1 5 枚目、1 6 枚目、1 8 枚目ないし 2 3 枚目、2 5 枚目、2 7 枚目及び 2 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8 9 及び文書 9 0	2 枚目、3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 9 1	2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
	文書 9 2	2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目、9 枚目、1 1 枚目及び 1 3 枚目ないし 1 7 枚目のそれぞれ一部	

	文書 9 3	2 枚目、3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
	文書 9 4	1 枚目の一部
	文書 9 5	2 枚目、3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
	文書 9 6	2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目、9 枚目、11 枚目、13 枚目、15 枚目、17 枚目及び 19 枚目ないし 26 枚目のそれぞれ一部
	文書 9 7 及び文書 9 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部（内線番号を除く。）
	文書 9 9	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部
	文書 1 0 0	2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目、9 枚目、11 枚目、13 枚目、15 枚目及び 17 枚目ないし 23 枚目のそれぞれ一部（22 枚目の欄外の印影を除く。）
	文書 1 0 1	2 枚目ないし 5 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部（7 枚目の欄外の印影を除く。）
	文書 1 0 2	2 枚目、3 枚目、5 枚目、7 枚目、9 枚目、11 枚目、13 枚目及び 15 枚目ないし 21 枚目のそれぞれ一部
	文書 1 0 3	1 枚目、2 枚目、4 枚目、6 枚目、8 枚目、10 枚目、12 枚目、14 枚目、16 枚目、18 枚目、20 枚目、

		2 2 枚目及び 2 4 枚目のそれぞれ一部（2 枚目、4 枚目、6 枚目、8 枚目、1 0 枚目、1 2 枚目、1 4 枚目、1 6 枚目、1 8 枚目、2 0 枚目、2 2 枚目及び 2 4 枚目の欄外の印影を除く。）	
	文書 1 0 4	1 枚目の一部（担当者名及び内線番号を除く。）	
	文書 1 0 5 及び文書 1 0 6	1 枚目の一部	
	文書 1 0 7	1 枚目、3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部（欄外の印影を除く。）	
	文書 1 0 8	2 枚目ないし 4 枚目、6 枚目、8 枚目、1 0 枚目、1 2 枚目、1 4 枚目、1 6 枚目、1 8 枚目、2 0 枚目、2 2 枚目、2 4 枚目、2 6 枚目、2 8 枚目、3 0 枚目、3 2 枚目、3 4 枚目、3 6 枚目、3 8 枚目、4 0 枚目、4 2 枚目、4 4 枚目、4 6 枚目、4 8 枚目、5 0 枚目、5 2 枚目、5 4 枚目、5 6 枚目、5 8 枚目、6 0 枚目、6 2 枚目、6 4 枚目、6 6 枚目、6 8 枚目、7 0 枚目、7 2 枚目、7 4	

		枚目、76枚目、78枚目、80枚目、82枚目、84枚目、86枚目、88枚目、90枚目、92枚目、94枚目、96枚目、98枚目、100枚目、102枚目、104枚目、106枚目、108枚目、110枚目、112枚目、114枚目、116枚目及び118枚目ないし174枚目のそれぞれ一部（118枚目ないし174枚目の欄外の印影を除く。）	
	文書109	3枚目及び4枚目のそれぞれ一部	
	文書110	3枚目ないし12枚目のそれぞれ一部	
	文書111	3枚目及び4枚目のそれぞれ一部	
	文書112	3枚目ないし14枚目のそれぞれ一部	
	文書113	3枚目及び4枚目のそれぞれ一部	
	文書114	3枚目ないし11枚目のそれぞれ一部	
	文書115	3枚目ないし5枚目のそれぞれ一部	
	文書116	3枚目ないし7枚目のそれぞれ一部	
	文書117	3枚目及び4枚目のそれぞれ一部	
	文書118	3枚目ないし7枚目のそれぞれ一部	

	文書 1 1 9	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 2 0	3 枚目ないし 6 枚目及び 8 枚目ないし 2 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 2 1	3 枚目の一部	
	文書 1 2 2	3 枚目ないし 1 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 2 4	3 枚目ないし 1 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 2 5	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 2 6	3 枚目の一部	
	文書 1 2 7	3 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 2 8 及び文書 1 2 9	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
2	文書 3	1 枚目の一部及び 4 枚目の担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 4	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 5	1 枚目の一部並びに 3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）	
	文書 6 及び文書 7	1 枚目の一部及び 5 枚目の担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）	
	文書 8	1 枚目の一部	
	文書 9 ないし文書 1 4	1 枚目の一部及び 5 枚目の担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）	
	文書 1 5 ないし文書 1 8	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	

文書 1 9	1 枚目の一部及び 4 名 目の担当者名（1 枚目 の連絡先を除く。）
文書 2 0 及 び文書 2 1	1 枚目の一部（連絡先 を除く。）
文書 2 2	1 枚目の一部及び 4 枚 目ないし 6 枚目のそれ ぞれ担当者名（1 枚目 の連絡先を除く。）
文書 2 3	1 枚目の一部（連絡先 を除く。）
文書 2 4	1 枚目の一部並びに 3 枚目及び 5 枚目のそれ ぞれ担当者名（1 枚目 の連絡先を除く。）
文書 2 5	1 枚目の一部（連絡先 を除く。）
文書 2 6	1 枚目の一部及び 5 枚 目の担当者名（1 枚目 の連絡先を除く。）
文書 2 7 及 び文書 2 8	1 枚目の一部及び 4 枚 目の担当者名（1 枚目 の連絡先を除く。）
文書 2 9	1 枚目及び 6 枚目のそ れぞれ一部（1 枚目の 連絡先及び 6 枚目のメ ールアドレスを除く。）
文書 3 0	1 枚目の一部並びに 4 枚目及び 5 枚目のそれ ぞれ担当者名（1 枚目 の連絡先を除く。）
文書 3 1 及 び文書 3 2	1 枚目の一部及び 4 枚 目の担当者名（1 枚目 の連絡先を除く。）
文書 3 3 及 び文書 3 4	1 枚目の一部（連絡先 を除く。）

文書 3 5	1 枚目の一部並びに 4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）
文書 3 6	1 枚目の一部及び 4 枚目の担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）
文書 3 7	1 枚目の一部及び 5 枚目の担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）
文書 3 8 及び文書 3 9	1 枚目の一部及び 4 枚目の担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）
文書 4 0	1 枚目の一部及び 5 枚目の担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）
文書 4 1	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 4 2	1 枚目の一部並びに 3 1 枚目及び 4 0 枚目のそれぞれ担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）
文書 4 3 及び文書 4 5	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 4 6	1 枚目の一部及び 4 6 枚目の担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）
文書 4 7	1 枚目の一部及び 5 枚目の担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）
文書 5 1 及び文書 5 2	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 5 3	1 枚目の一部並びに 1 0 枚目、1 4 枚目及び 2 0 枚目のそれぞれ担当者名（1 枚目の連絡

		先を除く。)	
	文書 5 5	1 枚目の一部 (連絡先を除く。)	
	文書 5 6 及び文書 5 7	1 枚目の一部及び 5 枚目の欄外の印影 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 5 9	1 枚目の担当者名	
	文書 6 0	1 枚目の一部 (連絡先を除く。)	
	文書 6 1	1 枚目の一部及び 5 枚目の欄外の印影 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 6 2	1 枚目の欄外の印影	
	文書 6 3	1 枚目の一部並びに 1 5 枚目及び 1 6 枚目のそれぞれ欄外の印影 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 6 4	1 枚目の一部 (連絡先を除く。)	
	文書 6 5	1 枚目の一部及び 1 1 枚目の欄外の印影 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 6 6	1 枚目の一部, 2 枚目の担当者名及び 6 枚目の欄外の印影 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 6 7	1 枚目の一部並びに 4 枚目の欄外の職名及び印影 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 6 8	1 枚目の一部及び 9 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ欄外の印影 (1 枚目の連絡先を除く。)	

文書 6 9	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 7 0	1 枚目の一部並びに 3 枚目の担当者名及び 7 枚目の欄外の印影（1 枚目の連絡先を除く。）
文書 7 1	1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 7 2	1 枚目の一部並びに 6 枚目の欄外の職名及び印影（1 枚目の連絡先を除く。）
文書 7 3	1 枚目の一部並びに 2 枚目の担当者名及び 1 2 枚目ないし 1 5 枚目のそれぞれ欄外の印影（1 枚目の連絡先を除く。）
文書 7 4	1 枚目の一部及び 9 枚目の欄外の印影（1 枚目の連絡先を除く。）
文書 7 5	1 枚目の一部並びに 9 枚目及び 1 0 枚目のそれぞれ欄外の印影（1 枚目の連絡先を除く。）
文書 7 6	1 枚目の一部及び 5 枚目の欄外の印影（1 枚目の連絡先を除く。）
文書 7 7	1 枚目の一部並びに 9 枚目、1 1 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ欄外の印影（1 枚目の連絡先を除く。）
文書 7 8	1 枚目の一部及び 3 6 枚目ないし 5 0 枚目の

	それぞれ欄外の印影 (1枚目の連絡先を除く。)	
文書79	1枚目の一部及び7枚目の欄外の印影(1枚目の連絡先を除く。)	
文書80及び文書81	1枚目の一部(連絡先を除く。)	
文書82	1枚目の一部及び23枚目ないし26枚目のそれぞれ欄外の印影(1枚目の連絡先を除く。)	
文書83	1枚目の一部(連絡先を除く。)	
文書84	1枚目の一部及び7枚目の欄外の印影(1枚目の連絡先を除く。)	
文書87	1枚目の一部並びに7枚目及び8枚目のそれぞれ欄外の印影(1枚目の連絡先を除く。)	
文書88ないし文書93、文書95及び文書96	1枚目の一部(連絡先を除く。)	
文書100	1枚目の一部及び22枚目の欄外の印影(1枚目の連絡先を除く。)	
文書101	1枚目の一部及び7枚目の欄外の印影(1枚目の連絡先を除く。)	
文書102	1枚目の一部(連絡先を除く。)	
文書103	2枚目、4枚目、6枚	

		目、 8 枚目、 1 0 枚目、 1 2 枚目、 1 4 枚目、 1 6 枚目、 1 8 枚目、 2 0 枚目、 2 2 枚目及び 2 4 枚目のそれぞれ欄外の印影	
	文書 1 0 4	1 枚目の担当者名	
	文書 1 0 7	1 枚目、 3 枚目、 5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ欄外の印影	
	文書 1 0 8	1 枚目の一部及び 1 1 8 枚目ないし 1 7 4 枚目のそれぞれ欄外の印影（1 枚目の連絡先を除く。）	
	文書 1 0 9	1 枚目の一部及び 2 枚目の担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）	
	文書 1 1 0	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 1 1 1	1 枚目の一部及び 2 枚目の担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）	
	文書 1 1 2	1 枚目の一部及び 1 5 枚目の担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）	
	文書 1 1 3	1 枚目の一部及び 2 枚目の担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）	
	文書 1 1 4	1 枚目の一部及び 1 2 枚目の担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）	
	文書 1 1 5	1 枚目の一部及び 2 枚目の担当者名（1 枚目の連絡先を除く。）	
	文書 1 1 6	1 枚目の一部及び 8 枚目の担当者名（1 枚目	

		の連絡先を除く。)	
	文書 1 1 7	1 枚目の一部及び 2 枚目の担当者名 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 1 1 8	1 枚目の一部及び 8 枚目の担当者名 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 1 1 9	1 枚目の一部及び 2 枚目の担当者名 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 1 2 0	1 枚目の一部及び 2 2 枚目の担当者名 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 1 2 1	1 枚目の一部及び 2 枚目の担当者名 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 1 2 2	1 枚目の一部及び 1 4 枚目の担当者名 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 1 2 3	1 枚目の一部及び 2 枚目の担当者名 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 1 2 4	1 枚目の一部及び 1 8 枚目の担当者名 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 1 2 5 及び文書 1 2 6	1 枚目の一部及び 2 枚目の担当者名 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 1 2 7	1 枚目の一部及び 7 枚目の担当者名 (1 枚目の連絡先を除く。)	
	文書 1 2 8 及び文書 1 2 9	1 枚目の一部及び 2 枚目の担当者名 (1 枚目の連絡先を除く。)	
3	文書 3 及び 文書 4	1 枚目の連絡先	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の
	文書 5	1 枚目の連絡先並びに	

		3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ内線番号	対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
文書 6、文書 7 及び文書 9 ないし文書 1 4		1 枚目の連絡先及び 5 枚目の内線番号	
文書 1 5 ないし文書 1 8		1 枚目の連絡先	
文書 1 9		1 枚目の連絡先及び 4 枚目の内線番号	
文書 2 0 及び文書 2 1		1 枚目の連絡先	
文書 2 2		1 枚目の連絡先及び 4 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ内線番号	
文書 2 3		1 枚目の連絡先	
文書 2 4		1 枚目の連絡先並びに 3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ内線番号	
文書 2 5		1 枚目の連絡先	
文書 2 6		1 枚目の連絡先及び 5 枚目の内線番号	
文書 2 7 及び文書 2 8		1 枚目の連絡先及び 4 枚目の内線番号	
文書 2 9		1 枚目の連絡先及び 6 枚目のメールアドレス	
文書 3 0		1 枚目の連絡先並びに 4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ内線番号	
文書 3 1 及び文書 3 2		1 枚目の連絡先及び 4 枚目の内線番号	
文書 3 3 及び文書 3 4		1 枚目の連絡先	
文書 3 5		1 枚目の連絡先並びに 4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ内線番号	

文書 3 6	1 枚目の連絡先及び 4 枚目の内線番号
文書 3 7	1 枚目の連絡先及び 5 枚目の内線番号
文書 3 8 及び文書 3 9	1 枚目の連絡先及び 4 枚目の内線番号
文書 4 0	1 枚目の連絡先及び 5 枚目の内線番号
文書 4 1	1 枚目の連絡先
文書 4 2	1 枚目の連絡先、3 1 枚目の電話番号、F A X 番号及びメールアドレス並びに 4 0 枚目の内線番号
文書 4 3、 文書 4 5 及び文書 4 6	1 枚目の連絡先
文書 4 7	1 枚目の連絡先及び 5 枚目の内線番号
文書 5 1 及び文書 5 2	1 枚目の連絡先
文書 5 3	1 枚目の連絡先、1 0 枚目及び 2 0 枚目のそれぞれ内線番号及びメールアドレス並びに 1 4 枚目の内線番号
文書 5 5 ないし文書 5 7	1 枚目の連絡先
文書 5 9	1 枚目の内線番号、管理人連絡先、F A X 番号及びメールアドレス
文書 6 0、 文書 6 1 及び文書 6 3 ないし文書 6 5	1 枚目の連絡先

文書 6 6	1 枚目の連絡先及び 2 枚目の内線番号
文書 6 7 ないし文書 6 9	1 枚目の連絡先
文書 7 0	1 枚目の連絡先及び 3 枚目の内線番号
文書 7 1 及び文書 7 2	1 枚目の連絡先
文書 7 3	1 枚目の連絡先及び 2 枚目の内線番号
文書 7 4 ないし文書 7 9	1 枚目の連絡先
文書 8 0	1 枚目の連絡先及び 4 枚目の内線番号
文書 8 1 ないし文書 8 4、文書 8 7 ないし文書 9 3、文書 9 5 及び文書 9 6	1 枚目の連絡先
文書 9 7 及び文書 9 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ内線番号
文書 1 0 0 ないし文書 1 0 2	1 枚目の連絡先
文書 1 0 4	1 枚目の内線番号
文書 1 0 8	1 枚目の連絡先
文書 1 0 9	1 枚目の連絡先及び 2 枚目の内線番号
文書 1 1 0	1 枚目の連絡先
文書 1 1 1	1 枚目の連絡先及び 2 枚目の内線番号
文書 1 1 2	1 枚目の連絡先
文書 1 1 3	1 枚目の連絡先及び 2

		枚目の内線番号	
	文書 1 1 4	1 枚目の連絡先	
	文書 1 1 5	1 枚目の連絡先及び 2 枚目の内線番号	
	文書 1 1 6	1 枚目の連絡先	
	文書 1 1 7	1 枚目の連絡先及び 2 枚目の内線番号	
	文書 1 1 8	1 枚目の連絡先	
	文書 1 1 9	1 枚目の連絡先及び 2 枚目の内線番号	
	文書 1 2 0	1 枚目の連絡先	
	文書 1 2 1	1 枚目の連絡先及び 2 枚目の内線番号	
	文書 1 2 2	1 枚目の連絡先	
	文書 1 2 3	1 枚目の連絡先及び 2 枚目の内線番号	
	文書 1 2 4	1 枚目の連絡先	
	文書 1 2 5 及び文書 1 2 6	1 枚目の連絡先及び 2 枚目の内線番号	
	文書 1 2 7	1 枚目の連絡先	
	文書 1 2 8 及び文書 1 2 9	1 枚目の連絡先及び 2 枚目の内線番号	
4	文書 3 1	5 枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、無料宿舎対象者に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の緊急参集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。

5	文書 1 8	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	無料宿舎対象者に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の緊急参集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 2 0	4 枚目の一部	
	文書 7 9	9 枚目の一部	
	文書 8 8	2 4 枚目、2 6 枚目、2 8 枚目及び 3 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 0 1	9 枚目の一部	
6	文書 1 7、 文書 2 1 及び 文書 3 4	4 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 2 号イに該当するため不開示とした。